

## 酒々井町景観計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 景観法(平成16年法律第110号)に基づく酒々井町景観計画(以下「景観計画」という。)の策定にあたり、幅広い観点からの検討を行い、本町の良い景観の形成に資するものとして景観計画を策定するため、酒々井町景観計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、景観計画に定める事項について検討し、その結果を景観計画の案として取りまとめ、町長に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱及び任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦する者
- (3) 町民
- (4) 関連行政機関の関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱及び任命の日から景観計画の策定が完了する日までとする。

2 前条の規定による委員のうち、関係団体、機関等の職をもって委嘱及び任命された者の任期は、その職にある期間までとし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対して会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局をまちづくり課に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。